

## 議案第43号

### 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在し

ない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(県民の責務)  第4条 略  2 保護者 <u>(親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設（児童 福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童 福祉施設をいう。）の長その他の者で、青少年を現に監護する ものをいう。以下同じ。)</u> は、青少年を健全に育成することが 自らの責務であることを強く自覚し、愛情ある環境の中で監督 し、保護し、及び教育するとともに、青少年が心身ともに健や かに成長するための基本的生活習慣を身に付けさせるよう努め なければならない。  3～5 略	(県民の責務)  第4条 略  2 保護者は、青少年を健全に育成することが自らの責務である ことを強く自覚し、愛情ある環境の中で監督し、保護し、及び 教育するとともに、青少年が心身ともに健やかに成長するため の基本的生活習慣を身に付けさせるよう努めなければならない。  3～5 略

(インターネット利用環境の整備)

第12条の2 保護者は、青少年が有効にインターネットを利用するため、情報の内容の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれか又は犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるものに該当すると認める情報（以下「有害情報」という。）について、青少年に適切な判断能力を身に付けさせよう努めるとともに、青少年がインターネットを利用することができる端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第52条第1項に規定する端末設備をいう。以下同じ。）について、フィルタリングの機能（インターネットを利用して得られる情報について、有害情報の受信を防止することを選択することができる機能であって、規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を有するソフトウェア（特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）との契約等により、そのソフトウェアを利用することができる場合を含む。以下同じ。）の活用（フィルタリン

(インターネット利用環境の整備)

第12条の2 保護者は、青少年が有効にインターネットを利用するため、情報の内容の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認める情報（以下「有害情報」という。）について、青少年に適切な判断能力を身に付けさせるよう努めるとともに、青少年がインターネットを利用することができる端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第52条第1項に規定する端末設備をいう。以下同じ。）について、フィルタリングの機能（インターネットを利用して得られる情報について、有害情報の受信を防止することを選択することができる機能であって、規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を有するソフトウェア（特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）との契約等により、そのソフトウェアを利用することができる場合を含む。以下同じ。）の活用（フィルタリングの機能において有害情報の受信を防止することを選択することをいう。以下この条において同じ。）により、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止

グの機能において有害情報の受信を防止することを選択することをいう。以下この条及び次条において同じ。)により、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止するよう努めなければならない。

2～4 略

5 略  
6 略  
7 略

(携帯電話インターネット接続役務の提供に係る有害情報閲覧防止措置)

するよう努めなければならない。

2～4 略

5 携帯電話の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に対し、インターネットを利用することができる携帯電話の販売又は貸付けをするに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めるとともに、フィルタリングの機能が有効な状態のものを販売し、又は貸し付けるよう努めなければならない。

6 略  
7 略  
8 略

- 第12条の3 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の使用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときに限り、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）に対し、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない旨の申出をすることができる。
- 2 前項の申出は、同項の正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。
- 3 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者

(以下「携帯電話インターネット接続事業者」という。) 又は  
携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結の媒介、取  
次ぎ若しくは代理を業として行う者(以下「携帯電話インター  
ネット接続媒介業者等」という。)は、第1項に規定する契約  
の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、  
当該青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接  
続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する  
機会が生ずることその他規則で定める事項を説明するとともに、  
その内容を記載した説明書を交付しなければならない。

4 携帯電話インターネット接続事業者は、第1項の規定により  
フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない契約  
を締結したときは、当該契約に係る第2項の書面を、当該契約  
が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のい  
ずれか早い日までの間保存しなければならない。この場合にお  
いて、当該携帯電話インターネット接続事業者は、当該書面の  
保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録(電  
子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ  
とができるない方式で作られた記録をいう。)を保存するこ  
とができる。

5 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 携帯電話インターネット接続事業者が、前2項の規定に違反したとき。
- (2) 携帯電話インターネット接続媒介業者等が、第3項の規定に違反したとき。

6 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続事業者又は携帯電話インターネット接続媒介業者等（以下「携帯電話インターネット接続事業者等」という。）が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

7 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット接続事業者等に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

（図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等）

第12条の4 略

（自動販売機等管理者の設置）

（図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等）

第12条の3 略

（自動販売機等管理者の設置）

第12条の5 略

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第17条の3 略

2 略

3 第12条の4 第3項から第7項までの規定は、前2項の規定による届出をした者について準用する。

第12条の4 略

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第17条の3 略

2 略

3 第12条の3 第3項から第7項までの規定は、前2項の規定による届出をした者について準用する。

(深夜における連れ出し等の禁止)

第21条 何人も、青少年が刑罰法令に触れ、若しくはそのおそれのある行為を行い、若しくはこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、又は青少年に対してこれらの行為をするため、深夜（午後11時から翌日の日出前までの時間）<sup>はいからい</sup>をいう。以下同じ。）に青少年を連れ出し、同伴して徘徊し、又はとどめてはならない。

(深夜外出の制限等)

第21条 何人も、正当な理由のある場合を除き、その現に監護し、又は保護する青少年を深夜（午後11時から翌日の日出前までの

時間をいう。以下同じ。)に外出させないように努めなければ  
ならない。

2 何人も、青少年が刑罰法令に触れ、若しくはそのおそれのある行為を行い、若しくはこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、又は青少年に対してこれらの行為をするため、深夜に青少年を連れ出し、同伴して徘徊し、又はとどめてはならない。

第26条 略

2及び3 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条の2第6項の規定による命令に違反し、同項後段に規定する期間内に改善事項報告書を提出しなかった者

(2) 第12条の2第7項又は第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者

5及び6 略

7 第21条第2項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第26条 略

2及び3 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条の2第7項の規定による命令に違反し、同項後段に規定する期間内に改善事項報告書を提出しなかった者

(2) 第12条の2第8項又は第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者

5及び6 略

7 第21条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第12条の4第1項若しくは第2項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置した者
- (2) 第12条の4第4項（第17条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置した者
- (3) 略

9 略

#### 附 則

1 略

(検討)

2 知事は、平成26年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第12条の3第1項若しくは第2項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置した者
- (2) 第12条の3第4項（第17条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置した者
- (3) 略

9 略

#### 附 則

1 略

(検討)

2 知事は、平成22年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

2 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第20号中「第12条の3第1項若しくは第2項」を「第12条の4第1項若しくは第2項」に改める。